

一般社団法人高次脳機能障害ネットワーク
定款

平成 25 年 12 月 6 日
12 月 13 日 公証人認証
12 月 13 日 法人設立

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人高次脳機能障害ネットワークという。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市中川区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、後天的な脳損傷に起因する障害（高次脳機能障害）を有する本人及びその家族への各般支援事業を実行するとともに、障害者の自立支援及び高齢者の福祉支援を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑤ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑥ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑦ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑧ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑩ 居宅介護従業者、介護員の養成研修事業
- ⑪ 障害者の職業指導及び職業斡旋事業
- ⑫ 障害者・高齢者の能力開発訓練事業
- ⑬ 障害者・高齢者の機能回復訓練及びコンサルティング事業
- ⑭ 高次脳機能障害について正しい知識の普及啓蒙を図る事業
- ⑮ 高次脳機能障害の実態とニーズ、及び支援方法の開発に関わる事業
- ⑯ 各種印刷物のデザイン・製作・編集・販売事業

- ⑯ インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
- ⑰ インターネットを利用した輸出入を含む流通販売事業
- ⑲ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事全員の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を穀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の員数)

第 17 条 当法人の理事は、理事 2 名以上 5 名以内とする。

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事長の選定及び職務権限)

第 20 条 当法人は、理事長 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第 21 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

附 則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から 平成 26 年 11 月 30 日までとする。

(設立時の理事、理事長)

第 24 条 当法人の設立時の理事、理事長は、次のとおりである。

設立時理事 尾山芳子

設立時理事 藤井秀幸

設立時理事長 尾山芳子

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 25 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

名古屋市中川区下之一色町字松蔭 3 丁目 9 番地ニューコーポ松蔭 510 号

尾山芳子

滋賀県野洲市行畠 795 番地 ラピス・ラズリ III β 号

藤井秀幸

(法令の準拠)

第 26 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人高次脳機能障害ネットワーク設立のためこの定款を作成し、設立時
社員が次に記名押印する。

平成25年12月6日

設立時社員 尾山芳子 印

設立時社員 藤井秀幸 印